

## 六ツ美西部小学校「いじめ防止基本方針」（令和6年度版）

### 1 いじめについての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃から兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

#### ◇いじめの定義◇

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・いじめの認知については特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための※組織」を活用し、組織的に判断する。

※運営委員、生徒指導主任、SC

### 2 いじめ防止対策組織

月に1回程度、「校内いじめ対策委員会」を設置し、全職員で共通理解を図り、組織的な対応をする。また、いじめの兆候や懸念、児童からの訴えを、特定な教員が抱えこむことがないように、必要に応じて「ケース会議」を開く。校長、教頭、教務主任、校務主任、校務主任補佐、教科指導員、学年主任、養護教諭等がケース会議に参加する。いじめの状況によっては、スクールカウンセラーや児童相談員、市家庭児童課、警察、スクールソーシャルワーカー等、関係機関を加える。

#### ◇3つのワークを大切に◇

- ・**フットワーク**よく家庭訪問や電話連絡を行う。
- ・全職員が情報を共有できる**ネットワーク**を築く。
- ・担任一人に背負わせないように**チームワーク**よく対応する。

### 3 いじめ防止等に関する基本的な取組について

#### (1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然に防ぐためには、「絆づくり」と「居場所づくり」の両方を行うことが重要である。小学校では、一日のほとんどを担当とその学級の児童から成る構成メンバーで過ごす。また、部活動は教育活動であって重要な人間関係づくりの基となる。互いを認め合う温かな人間関係づくりの柱とする。

- ・道徳や特別活動において、思いやりや公平公正などの心情を発達段階に応じて育てていく。
- ・ネットいじめを未然に防ぐために、携帯電話やスマートフォン、通信可能ゲームなど情報モラルについて啓発活動を図る。
- ・特別活動（児童会活動）や運動会、学芸会などの学校行事、山の学習、修学旅行などの学年行事を通じて、児童一人一人が自己有用感や成就感を感じることでできる運営の工夫をする。
- ・担任、顧問が単独で指導したり、孤立したりしないように、全職員をはじめ多くの目で互いの活動を見守る。

#### (2) いじめの早期発見の取組

いじめの兆候や懸念をとらえ、早期に対応するために「学校生活のアンケート」を学期に2回実施する。そして、そのアンケートを基に、個別面談を実施し、児童理解に努める。また、いじめ等の悩みを相談しやすい環境作りとして、スクールカウンセラーや語学指導員、スクールソーシャルワーカーの教育相談も必要に応じて実施する。

#### (3) いじめに対する措置

いじめを認知したら、適切かつ迅速にこれに対処する。この対処には、必要に応じ「校内いじめ対策委員会」をもつ等、関係教諭のみで対応するのではなく、学校全体で組織として対応できる体制を早急に整える。

被害児童とその保護者に対しては、親身になって相談に応じ、心のケアや支援にあたる。

加害児童に対しては、再発防止に向けて毅然と指導するとともに、行動の背景にある心情に寄り添い、日常的な声掛けや見取りなど経過を見守る。

いじめの状況によっては、被害児童、加害児童のみならず、いじめが起きた集団への働き掛けを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりへの啓発を行う。

大怪我や生命にかかわる暴力や多額な金銭の授受があるような重大な案件については、教育委員会に報告し、児童相談所や警察などの関係諸機関と連携をとりながらその対応にあたる。

### 4 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし「重大事態の対応フロー図」に基づいて対応する。

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「校内いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

#### ◇重大事態とは・・・「いじめ防止対策推進法 第8条」より◇

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

## 5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 「学校いじめ基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCA サイクルで見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取り組み評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施（3学期）し、「校内いじめ対策委員会」でいじめに関する取り組みの検証を行う。
- (3) 学校評価の評価項目の中に、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等の実施状況について位置付けるとともに、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえて、学校におけるいじめ防止等の取組の改善を図る。
- (4) ハイパーQJ を年2回程度（4～6年生）行い、その結果を検証し、学級経営の参考とする。

## 6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ基本方針」は、保護者へ配付するとともに、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (4) いじめ防止に向けた10のアクションプランをホームページに掲載し、学校の体制強化を明らかにする。

### いじめ防止年間計画

月	いじめ・不登校対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○「学校いじめ基本方針」内容確認 ○学級開き学級づくり ○適応教室配置 ★	○相談室やSCの児童保護者への周知 ○学級学年開き ○個人面談による意識調査と職員の相互理解、共有 ○保健指導	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定	○授業参観、PTA総会での「学校いじめ基本方針」の説明
5月	★	○学区・小学校共同の運動会	○「学校生活のアンケート①」＋児童全員との個人面談	
6月	★	○情報モラル教室	○ハイパーQJの実施→検証	○授業参観、学校保健委員会
7月	★	○情報モラル指導 ○夏休み事前指導	○「学校生活のアンケート②」＋児童全員との個人面談	○個別懇談会 ○学校評議員会①

8月				
9月	★	○山の学習	○身体測定 ○「学校生活のアンケート③」 + 児童全員との個人面談	○授業参観 ○学区敬老会
10月	★	○学芸会		
11月	★	○修学旅行 ○造形教室 ○人権標語募集	○「学校生活のアンケート④」 + 児童全員との個別面談	
12月	★ ○全職員による「取り組み評価アンケート」→検証	○駆け足記録会 ○人権週間（道徳） ○人権集会 ○情報モラル指導 ○冬休み事前指導	○ハイパーQUの実施→検証	○個別懇談会 ○学校評議会②
1月	★		○身体測定 ○「学校生活のアンケート⑤」 + 児童全員との個別面談	○授業参観 ○学校保健委員会 ○保護者・教職員への学校評価アンケート
2月	★ ○自己評価			○学校評議会③ ○保護者を対象としたいじめアンケート
3月	★ ○「学校いじめ基本方針」の見直し	○卒業生を送る会 ○卒業証書授与式	○「学校生活のアンケート⑥」 + 児童全員との個別面談	
通年	上記★印=校内いじめ対策委員会・研修 ○いじめに関する情報収集・情報交換 ○対応策の検討	○朝会の校長講話 ○道徳、特活の充実 ○分かる授業の充実 ○保健だより ○異学年交流	○健康観察 ○養護教諭、S.C、語学指導員による教育相談 ○日記作文等把握 ○生活アンケート	○学級学年便り、校長室便り、保健便りによる発信 ○登下校ボランティア ○民生委員会

## 【重大事態の対応フロー図】

